

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 工藤 勝博

1 日時

平成 26 年 3 月 4 日（火曜日）

午前 10 時 1 分開会、午後 2 時 18 分散会

（うち休憩午前 10 時 38 分～午前 10 時 39 分、午前 11 時 54 分～午前 11 時 55 分、
午前 11 時 56 分～午後 1 時 1 分）

2 場所

第 2 委員会室

3 出席委員

工藤勝博委員長、高橋孝眞副委員長、佐々木大和委員、渡辺幸貫委員、喜多正敏委員、
後藤完委員、小野共委員、高田一郎委員、清水恭一委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

引屋敷担当書記、小野寺担当書記、佐々木併任書記、久慈併任書記、稲荷森併任書記

6 説明のため出席した者

東大野農林水産部長、高橋理事、菊池副部長兼農林水産企画室長、工藤農政担当技監、
沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、竹田林務担当技監、
大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、鈴木競馬改革推進室長、熊谷理事心得、
黒田農林水産企画室特命参事、藤代農林水産企画室企画課長、
及川農林水産企画室管理課長、宮野団体指導課総括課長、
菊池団体指導課指導検査課長、泉流通課総括課長、高橋農業振興課総括課長、
千葉農業振興課担い手対策課長、前田農業普及技術課総括課長、
伊藤農村建設課総括課長、下村農産園芸課総括課長、中南農産園芸課水田農業課長、
渡辺畜産課総括課長、及川畜産課振興・衛生課長、菊池林業振興課総括課長、
阿部森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、佐藤森林保全課総括課長、
五口市水産振興課総括課長、山口水産振興課漁業調整課長、
内宮競馬改革推進室競馬改革推進監、高橋競馬改革推進室特命参事

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第 103 号 平成 25 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）

- イ 議案第 105 号 平成 25 年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第 2 号）
- ウ 議案第 106 号 平成 25 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）
- エ 議案第 107 号 平成 25 年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）
- オ 議案第 108 号 平成 25 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）
- カ 議案第 118 号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- キ 議案第 119 号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて
- ク 議案第 120 号 林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第 121 号 林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて
- コ 議案第 122 号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- サ 議案第 123 号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて
- シ 議案第 127 号 農地中間管理事業等促進基金条例
- ス 議案第 139 号 農地海岸保全施設災害復旧事業下荒川地区堤防工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- セ 議案第 140 号 農地海岸保全施設災害復旧事業本郷地区堤防工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ソ 議案第 141 号 綾里漁港西防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- タ 議案第 142 号 広田漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- チ 議案第 143 号 越喜来漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ツ 議案第 144 号 門の浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- テ 議案第 145 号 六ヶ浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) その他

次回の委員会調査について

9 議事の内容

○工藤勝博委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を

行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 103 号平成 25 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費のうち農林水産関係並びに第 11 款災害復旧費、第 1 項庁舎等施設災害復旧費のうち農林水産部関係及び第 4 項農林水産施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 6 款農林水産業費並びに第 11 款災害復旧費、第 1 項庁舎等施設災害復旧費のうち農林水産部関係及び第 4 項農林水産施設災害復旧費並びに第 3 条第 3 表債務負担行為中補正中 1 追加中 2、2 変更中 1 から 8 まで、議案第 105 号平成 25 年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 106 号平成 25 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 107 号平成 25 年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 108 号平成 25 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 118 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案 119 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて、議案第 120 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第 121 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて議案第 122 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて並びに議案第 123 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて、以上 11 件の予算審議を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池副部長兼農林水産企画室長 農林水産部関係の予算議案について御説明申し上げます。

まず、議案（その 4）の冊子でございます。1 ページをお開きいただきます。議案第 103 号は、平成 25 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）であります。7 ページをお開き願いまして、第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、農林水産部が所管する予算は 6 款農林水産業費の補正予算額 79 億 8,392 万 1,000 円の減額のうち県土整備部所管分の 1,676 万円の減額を除いた 79 億 6,716 万 1,000 円の減額と、9 ページをお開き願いまして、11 款は災害復旧費であります。1 項庁舎等施設災害復旧費の補正予算額 1 億 4,866 万 5,000 円の減額のうち 1 億 2,893 万 6,000 円の減額並びに 4 項農林水産施設災害復旧費の補正予算額 20 億 1,596 万 2,000 円の減額であります。

今回の補正は、国の経済対策に対応した事業予算として総額 109 億 9,200 万円余を措置するとともに事業費の確定に伴う所要の補正を行おうとするものであります。補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業別の金額の読み上げ等は省略させていただきます。主な事業を中心に御説明申し上げます。

予算に関する説明書の 135 ページをお開き願います。135 ページでございます。まず、6 款農林水産業費の 1 項農業費であります。1 目農業総務費は 2 億 3,277 万 1,000 円の

減額で、その主なものは管理運営費や説明欄中ほどのいわて農林水産業6次産業化推進事業費で、これは事業費の確定等によるものであります。また、下から2つ目の農地中間管理事業等促進基金積立金は、農用地利用の効率化等を目的として行われる農地中間管理事業等の促進に資するための事業にする財源として新たに基金を造成しようとするものであり、農業総務費のほか4目農業振興費と3項農地費の4目農地調整費においても同積立金を計上し、総額で12億8,339万8,000円を積み立てようとするものであります。

次に、136ページをお開き願います。2目農業金融対策費は9,222万9,000円の減額で、利子補給貸付金など農業関係貸付金の融資実績の確定等によるものであります。3目農業改良普及費は2億9,745万8,000円の減額で、その主なものは人件費など農業改良普及センターの管理運営に要する経費や、いわてニューファーマー支援事業費で、事業費の確定によるものであります。4目農業振興費は10億8,573万4,000円の減額で、その主なものは説明欄の中ほどの被災地域農業復旧総合支援事業費で、被災農業者等への貸与等を目的とした農業用施設機械の整備の支援に要する経費について、復興庁の採択状況や市町村の実施状況から減額するものであります。

138ページにまいりまして、5目農作物対策費は2億3,156万9,000円の減額で、その主なものは強い農業づくり交付金の減で、穀類乾燥調製貯蔵施設の整備を計画していた事業実施主体から事業の取り下げがあったこと等によるものであります。6目畑作振興費は3,993万円の減額で、その主なものは説明欄一番下の三陸みらい園芸産地づくり交付金でありまして、事業実施を農業者の負担を伴わない他の事業へ振りかえたことによる減額であります。次に、8目植物防疫費は89万9,000円の減額で、農薬展示圃設置に要する経費の確定等によるものであります。9目農業協同組合指導費の39万4,000円の減額は、農業協同組合の指導監督等に要する経費の確定によるものであり、10目農業共済団体指導費の11万7,000円の減額は農業共済組合の指導等に要する経費の確定によるものであります。11目農業研究センター費の1億4,082万4,000円の減額は、国や独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定によるものであり、次の140ページにまいりまして、12目農業大学校費258万1,000円の減額は、同大学校の管理運営に要する経費の確定によるものであります。

次に、142ページをお開き願います。2項畜産業費であります。1目畜産総務費の5,540万円の減額は人件費等の管理運営に要する経費の確定によるものであります。2目畜産振興費は9億9,663万7,000円の減額で、その主なものは説明欄の下から四つ目の放射性物質被害畜産総合対策事業費でありまして、市町村等が行う牧草地の除染事業が大雨や台風の影響により、今年度の実施面積が減となったことや廃用牛適正出荷対策事業の事業費の確定等によるものであります。3目草地対策費は2億8,093万9,000円の減額ですが、これは平成24年度の経済対策により前倒し施工を行ったこと等によるものであります。4目家畜保健衛生費は94万2,000円の減額で、家畜伝染病予防費に要する経費の確定等によるものであり、次のページにまいりまして、5目農業研究センター費は5,241万1,000円の

減額で、畜産研究所及び同種山畜産研究室の管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

146 ページをお開き願います。3 項農地費であります。1 目農地総務費は 1 億 7,808 万 9,000 円の増額であります。これは平成 26 年度から農地中間管理事業が施行され、農地保有合理化事業強化基金が廃止されることに伴い、同基金に係る国庫返還金を計上したこと等によるものであります。2 目土地改良費は、補正額 10 億 7,628 万 2,000 円の減額のうち当部の所管に係る補正予算額は 10 億 5,952 万 2,000 円の減額であり、説明欄六つ目の経営体育成基盤整備事業費は国の経済対策に対応するとともに事業費の確定等による所要の整理をするものであります。その下の中山間地域総合整備事業費は、他の復興事業との工程等の調整により、工事の一部を次年度以降に延伸したことによる工事費等の減であります。3 目農地防災事業費は 17 億 5,109 万円の減額で、その主な事業は説明欄中ほどの農用地災害復旧関連区画整理事業費で、農地のかさ上げに他の復興事業で発生した土砂を活用したことによる工事費等の減であります。

148 ページをお開き願います。4 目農地調整費は 5 億 6,005 万 4,000 円の増額であります。これは新たに農地中間管理事業等促進基金積立金を計上したことによるものであります。

次に、149 ページにまいりまして、4 項林業費であります。1 目林業総務費は 9,968 万 5,000 円の減額で、その主なものは人件費等の管理運営に要する経費や一般会計から県有林事業特別会計への繰出金の確定によるものであります。

150 ページにまいりまして、2 目林業振興指導費は 9 億 9,853 万 4,000 円の減額で、その主なものは説明欄の下から五つ目、原木シイタケ経営緊急支援資金貸付金の確定に伴う減等であり、またその下の特用林産施設等体制整備事業費は原木シイタケの産地の維持と安定的な生産を図るため、新たにキノコ原木の購入に要する経費を支援しようとするものであります。3 目森林病虫害等防除費及び 4 目の造林費は事業費の確定に伴い、所要の整理をしようとするものであります。

152 ページをお開き願います。5 目林道費の林道整備事業、6 目治山費の治山事業及び地すべり防止事業費は、いずれも国の経済対策に対応するとともに事業費の確定による所要の整理をしようとするものであります。7 目林業技術センター費は 1,646 万 2,000 円の減額で、人件費等管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

次に、155 ページをお開き願います。5 項水産業費であります。1 目水産業総務費は 3,064 万 7,000 円の減額で、人件費等管理運営に要する経費の確定等によるものであります。2 目水産業振興費は 2 億 4,455 万 7,000 円の減額で、その主なものは、次の 156 ページの説明欄下から三つ目の事業、栽培漁業推進事業費でありまして、事業実施主体の一部から放流種苗生息環境整備事業の要望取り下げがあったことなど事業費の確定によるものであります。3 目水産業協同組合指導費は 1,083 万 5,000 円の減額で、その主なものは漁業近代化資金利子補給及び漁業経営維持安定資金利子補給の事業費の確定によるものであり、4

目漁業調整委員会費の 467 万 9,000 円の減額、5 目漁業調整費の 177 万 7,000 円の増額、さらに 6 目漁業取り締まり費の 794 万 5,000 円の減額は、いずれも人件費など管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

158 ページをお開き願います。7 目水産技術センター費の 3,140 万円の減額は、管理運営に要する経費及び試験研究費の事業費の確定によるものであり、8 目内水面水産技術センター費及び 9 目漁港管理費はそれぞれの管理運営に要する経費の確定によるものであります。

次に、10 目漁港漁場整備費は 7 億 9,615 万 2,000 円の減額で、水産生産基盤整備事業費及び水産流通基盤整備事業費は国の経済対策に対応し、漁港等の水産基盤を整備しようとするものであり、四つ下の漁業集落防災機能強化事業費補助は市町村が行う復興交付基金事業であります。事業の実施状況を踏まえ、減額しようとするものであります。

次に、206 ページをお開き願います。11 款災害復旧費であります。1 項庁舎等施設災害復旧費、1 目庁舎等災害復旧費です。当部所管分は 1 億 2,893 万 6,000 円の減額で、その主なものは水産技術センター施設災害復旧事業費で、海水を取水する施設の復旧工事費の減額等であります。

次に、209 ページをお開き願います。4 項は農林水産施設災害復旧費であります。1 目農地及び農業用施設災害復旧費は 23 億 7,317 万 9,000 円の減額で、その主なものは海岸保全施設災害復旧事業費で、他の整備計画との調整や堤体の復旧に復興資材や他事業で発生した土砂を活用したことにより工事費が減となったこと等によるものであります。

210 ページをお開き願います。2 目林道災害復旧費は 4 億 685 万 8,000 円の増額で、林道災害復旧事業費は豪雨災害で被災した 45 路線の災害復旧に要する経費等を補正しようとするものであります。3 目治山災害復旧費、4 目水産業用施設等災害復旧費及び 5 目漁業用施設災害復旧費並びに 6 目漁港災害復旧費は、国の経済対策に対応し、平成 26 年度の実施予定としていた復旧整備に要する経費の一部を前倒し措置しようとするもののほか国庫補助金の内示等に伴い所要額を補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その 4）の冊子にお戻りいただきまして、11 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費補正の追加の表中、当部の所管は 13 ページから 16 ページまでの 6 款農林水産業費の 247 億 7,131 万 9,000 円及び 21 ページの 11 款災害復旧費、1 項庁舎等施設災害復旧費のうち二つ目の事業、水産技術センター施設災害復旧事業の 6,359 万 8,000 円とその下の林業技術センター施設災害復旧事業の 384 万 2,000 円並びに、22 ページにまいりまして、4 項農林水産施設災害復旧費の 729 億 9,224 万 8,000 円の計 978 億 3,100 万 7,000 円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。これは国の経済対策によるもののほか入札不調や計画調整及び用地交渉などに不測の日数を要し、年度内完了が困難になったことなどによるものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。24 ページをお開き願います。第 3 表の債務負担行為補正の 1 追加についてであります。事項欄の 2 治山事業が当部の所管で

ありまして、平成 25 年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るもので、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、25 ページにまいりまして、2 変更の表であります。当部所管に係るものは事項欄 1 から 8 までの 8 件でありまして、1 の東日本大震災漁業経営復旧特別資金の融通に伴う利子補給については、当該資金の平成 25 年度融資実績が増加したことに伴い限度額を変更しようとするものであります。また、2 のかんがい排水事業から 8 の農用地災害復旧関連区画整理事業までの 7 件は、いずれも平成 25 年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るものであり、工事施工計画の変更等に伴いそれぞれ債務負担行為の期間あるいは限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。32 ページをお開き願います。議案第 105 号平成 25 年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 2,751 万 5,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 2 億 743 万 9,000 円とするものであります。これは、貸付金及び償還金の確定に伴い補正しようとするものであります。

次に、35 ページをお開き願います。議案第 106 号は、平成 25 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 1,311 万 1,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 37 億 185 万 9,000 円とするものであり、事業費の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に、38 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費であります。これは県行林造成事業及び模範林造成事業並びに公営林造成事業について計画調整に不測の日数を要したため、それぞれ翌年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、39 ページにまいりまして、議案第 107 号平成 25 年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 2 億 1,302 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 12 億 73 万 3,000 円とするものであります。これは貸付金及び償還金の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に、42 ページをお開き願います。議案第 108 号平成 25 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 47 万 2,000 円を増額し、予算の総額をそれぞれ 8 億 4,970 万 7,000 円とするものであります。これは、資金の運用益の確定に伴い補正しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。73 ページをお開き願います。議案第 118 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは経営体育成基盤整備事業ほか 3 事業の農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、75 ページをお開き願います。議案第 119 号は農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは中山間地域

総合整備事業の農業関係の建設事業に要する経費の一部を受益町に負担させようとするものであります。

76 ページにまいりまして、議案第 120 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは県単自治山事業の建設事業に要する経費の額の変更に伴い受益市の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、77 ページの議案第 121 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは県単自治山事業の建設事業に要する経費の一部を受益市町に負担させようとするものであります。

78 ページをお開き願います。議案第 122 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは水産流通基盤整備事業の建設事業に要する経費の額の変更に伴い受益村の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、79 ページの議案第 123 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは水産生産基盤整備事業及び水産環境整備事業の建設事業に要する経費の一部を受益市町に負担させようとするものであります。

以上で予算関係議案についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

なお、去る 2 月 15 日から 16 日までの大雪等に係る被害状況につきましては、この後 2 のその他のところで説明をさせていただくこととしておりますので、御了承をお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**喜多正敏委員** 三陸の大震災、それからゲリラ豪雨の中で、農政の大転換を迎える中で農林水産部の皆様の御努力については敬意を表したいと思います。

素朴な質問をいたしたいと思います。まず、農地中間管理機構積み立てに移行するわけですが、この積立金の金額の根拠はどこから出ているのか。それから、これはどこに委託をするようなことになるのかどうかということでもありますけれども、その減っている農地の集積についてはどの程度の期間で見込んでおられるのか、そうした中で農家あるいは農地の面積の中でどのぐらいの割合を占めていくのか、今現時点での見通しがあればお聞かせをいただきたい。そしてまた、積立金の具体的な用途あるいは農地中間管理機構の運営に係る経費がどういうふうになるのかお伺いしたいと思います。

それから、2 月補正でありますから、当然ながら説明にあったように事業費が確定して整理をするということは当然のことだと思うわけですが、その中でかなり不用額が出ている状況があるわけがあります。例えばいわてニューファーマー支援事業費が 10 億円余減額されております。ほか小水力等再生可能エネルギー導入推進事業費とか、こういっ

たようなことの金額が確定したということでありますけれども、何か予定していた事業が中止をされた、あるいは予算額が当初予定したやつも、先ほど言ったように堆積等が他の転用によって事業費が減ったとか、予定していた事業がなくなったとかがあるのかどうか伺いたいします。

○千葉担い手対策課長 まず、農地中間管理機構についてでございますが、基金の積み立ての規模、これをどのように考えているかということ、どのような根拠でというお話だと思いますが、これにつきましては来年度、国から複数年間の基金として配分を受けておりまして、平成 25 年度補正及び平成 26 年度当初、後ほど基金の積み立てについては説明を申し上げますが、15 億円ほどの基金を積み立てるということで配分を受ける予定になってございます。それにつきましては複数年及び 3 年間で農地の賃借等を進めていくということで配分を受けることにしてございます。

それから、農地の集積、どの程度考えているかということでございますけれども、今の段階では本県の農地の利用集積目標につきましては、平成 30 年度までで大体県内の担い手が県内の農地のおおむね 6 割を担っていくという計画でもって進めております。したがって、平成 32 年までで 8 万 9,000 ヘクタールほどの利用集積を見込んで、それに向けて進めていくということで、機構事業につきましてもその目標に向けて進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから、積立金の使途でございますが、こちらにつきましては大きく三つの事業でもって進めているところでございます。詳細につきましては、後ほど条例の関係で説明を申し上げたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○喜多正敏委員 予算とも絡むので、条例だけでなく一括して説明してもらった方がいい。

○工藤勝博委員長 ちょっとお待ちください。

暫時休憩。

〔休憩〕

〔再開〕

○工藤勝博委員長 再開します。

先ほどお話ありましたように補正予算とも関連がありますので、農地中間管理事業等促進基金条例の説明も受けて、そして一括して進めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、農地中間管理機構事業等促進基金条例の説明をいただいて、再度質疑をしたいと思います。よろしく願いいたします。

○千葉担い手対策課長 それでは、議案第 127 号農地中間管理事業等促進基金条例につきまして御説明させていただきます。議案（その 5）の 3 ページをお開き願います。なお、条例の内容につきましては、便宜お手元に配付してございます資料により御説明を申し上げます。

では、まず制定の趣旨でございますが、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を目的として行われる農地中間管理事業等の促進に資するための事業に要する経費の財源に充て、複数年にわたる予算執行が可能となるよう農地中間管理事業等促進基金を設置しようとするものであります。

次に、条例案の内容についてでございますが、本条例は全6条の構成となっております。第1条では、基金の設置を定めております。基金の設置、管理の主体は岩手県であり、用途は後ほど説明いたします農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進対策事業及び農地台帳システム等整備事業の実施に要する経費の財源に充当することとしております。

第2条では、基金に積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定めることとしており、2月補正予算案として12億8,000万円、平成26年度当初予算として5億2,000万円、合計18億円の基金の造成について提案させていただいているところであります。なお、この積み立ては国から交付される農地集積集約化対策事業費補助金、国庫定額を財源とするものであります。

第3条は、基金に属する現金の保管方法等について定めるものであります。

第4条は、基金の運用益金の用途及び処理について定めるものであります。

第5条は、財政上必要がある場合の繰りかえ運用について定めるものであります。

第6条は、その他基金に関し、必要な事項は知事が定めるものであります。

附則であります。この条例は農地中間管理事業の推進に関する法律の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしております。

次に、農地中間管理事業等促進基金により実施する事業について御説明いたします。資料を1枚めくっていただきまして、その1ページをお開き願います。まず、農地中間管理事業であります。積立金6億5,600万円余に対し、平成26年度当初予算への繰入金は3億8,700万円余を見込んでおります。なお、この基金を活用した事業予算につきましては、繰入金として平成26年度当初予算として審議いただくこととしております。本事業は、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行い、担い手の農地の集積、集約化を促進するための業務推進経費を国庫定率、定額で助成するものであります。大きく三つの経費があり、(1)の農地の借り受けや、借り受けた農地の管理、条件整備を行い、機構への貸し付け割合に応じ補助のかさ上げ措置がなされる借受農地管理等事業費、それから(2)の機構の業務推進に必要な現地活動等を行う機構事業推進事務費及び(3)の県による業務支援等を行う県推進事務費であります。下には農地の出し手から受け手へ、機構を介して貸し付ける場合の機構の業務概要を示してございます。

詳細については説明を省略させていただきます。

次に、2ページをお開き願います。農業経営基盤強化促進対策事業がありますが、積立金が10億8,300万円余に対し、26年度当初予算への繰入金は増額を見込んでおります。本事業は、地域農業マスタープランを定めた地域等において機構を活用し、農地集積を進める地域や農地集積に協力する者に対し、機構集積協力金として国庫定額に交付されるも

のであります。この協力金には、下表に記載しているとおり、①の地域内の農地の機構への貸し付け割合に応じて交付される地域集積基本交付金、②のリタイヤする農業者等が機構へ貸し付ける面積に応じて交付される経営転換協力金、③の機構が借り受けた農地に隣接する農地を機構に貸し付け、農地の連檐化に協力した者に交付される耕作者集積協力金及び④の業務に要する事務費であります。それぞれの割合等の分類や交付単価につきましては表のとおりとなっております。

次に、3ページをお開き願います。農業委員会運営費補助のうち農地台帳システム等整備事業であります。積立金が7,300万円余に対し、平成26年度当初予算への繰入金は同額を見込んでおります。本事業は、農地の所有者情報や所在などの農地台帳情報を整理、更新するとともにその電子化に要する経費を国庫定額で助成するもので、システムの新規導入管理を行うものでございます。

以上が基金により実施する事業の概要であります。

以上で条例案の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**工藤勝博委員長** それでは、改めて質疑をいただきたいと思えます。

○**喜多正敏委員** ありがとうございます。先ほどの8万9,000ヘクタールを集積するというお話がありました、担い手ですね。現時点でわかる、担い手に集まっている農地は幾らになって、農地中間管理機構がその差額といいますか、8万9,000ヘクタールに対してどのくらい集積をするのかということについてお伺いしたいと思います。全農地の面積のどの程度のシェアを占めるのか、対象農家は何戸を想定しているのかわかればお伺いしたいと思います。

それから、平成26年度に繰り入れるということですが、基金を全額繰り入れるということですか。

○**千葉担い手対策課長** まず、現時点の集積状況についてでございますけれども、8万9,000ヘクタールに対しまして、今のところ7,444ヘクタールの集積が進んでございます。なお、そのうち現在地域農業マスタープランの中で、中心経営体と位置づけております担い手の方々の現有の集積、これが4万3,000ヘクタールほどでございますので、7万4,000ヘクタールのうち4万6,000ヘクタールについては既に中心経営体に集積をされているという状況になってございます。

それから、今後マスタープランの地域内においては5万6,000ヘクタールほどの集積を見込んでございます。5年後には1万3,000ヘクタールほどの集積が増と、今現在の集計で見込んでございます。今後それ以外の農地についても集積が進むように取り組んでまいりたいと思っております。

それから、全額繰り入れになるかというお話でございますけれども、先ほど1番目で申し上げました農地中間管理事業につきましては、積み立て基金が6億5,600万円に対しまして、初年度、平成26年度の繰入金は3億8,700万円ということで、その差額につきましては翌年度以降の執行と考えてございます。それ以外の二つの事業につきましては、全額

基金から平成 26 年度の予算へ繰り入れるという状況になってございます。

それから、どの程度の農家のシェア、対象農家の戸数等についてということでございますが、申しわけございません、今手元に数字を持ち合わせてございませんので、後ほど情報提供させていただきます。

○喜多正敏委員 規模拡大をしたい方にそうした応援、支援をすることは、これはこれでいいと思うのですが、多様な農業の担い手も必要ではないかと思っているわけでありまして。集積が進むことによって、中核的な経営体あるいは担い手に大きな集積をされていく一方、農家が減る。今まで農家は減ってきたわけで、農業従事者も高齢化を迎えて減ってくるであろうと想定されるわけですが、平成 32 年になったときに農家数あるいは農業従事者がどういう状況になっているのかということが知りたいと思っておりますが、資料がないということでありましたので、わかったならば教えていただきたい。そうしたときに農業というのは地域共同経営体でいろんな堰上げしたりとか、今回も認められている環境保全の手立てがあるわけでありまして、そうしたことは果たして機能するだろうかという心配もあるわけでありまして、そうした点から農家の、農村の姿がどういふふうになっていくかということに非常に興味を持っておりまして、お知らせをいただきたいと思っております。

それから、もう一つは、出し手と、それを利用するということなのですが、岩手県の場合は、御案内のとおり中山間地が多いわけでありまして、中山間地の場合は出してはいるのだけれども、それがなかなか連檐をしない。連檐をしなければ、規模拡大したメリットも上がらないという懸念があって、結局中山間地では相変わらず休んだ農地がふえていくのではないかということについて、この農地中間管理機構がある意味で先導的な、言うなれば危険負担をしながら基盤整備をして集積を進めていくという、かなり強力な事業執行体制がないとなかなか本県では効果を上げにくいという懸念もあるわけでありまして、そうしたことについての対策については今回基金を積むわけでありましてけれども、あわせて何か手立てとか、指導とか、そういったことについてはお考えでありますか、お伺いします。

○千葉担い手対策課長 まず、今後の農村がどのように変遷していくかということにつきましては、いずれこれからこの事業を活用しましてさまざまな農地——現在耕作されていない農地等も含めて——できるだけ借り入れ等を行い、利用調整を行いながら農地の有効活用を図っていくと考えてございまして、今後農業者が減少する中であってもその農地をかわって引き受ける担い手をぜひ育成をして、現在の農地を維持、保全、そして農業経営に役立てていただきたいと考えております。そういったことから、この事業を有効に活用しながらその対策について進めてまいりたいと考えてございます。

それから、中山間地域への事業による対応策ということでございましてけれども、ただいま申し上げましたとおり現農地の出し手、受け手、こちらのマッチングを農地中間管理機構を通じてできるだけそれぞれの意向を確認し合いながら進めて、借り受けがなされるように調整を進めていくよう、そういった体制づくりを今現在検討しているところでござい

ます。各地域にコーディネーター等を配置いたしまして、できるだけそういった農地のマッチングを果たしていきたいと考えてございます。

○喜多正敏委員 農地中間管理機構を実際に担う組織というのは決定をしているのか、その辺。

○千葉担い手対策課長 農地中間管理機構を担う組織についてであります。一般社団法人あるいは一般財団法人の中でこういった調整に適する者を県が指定するという事になってございますが、今現在その者の選定について検討している最中でございます。3月下旬の機構の指定に向けまして、いろいろと調整をしながら決定をしまいたいと考えております。

○佐々木大和委員 この事業は必要な事業で、土地の貸借なのですが、これは登記に関してはどうな流れなのですか、その分の説明がなかったのですけれども。

○千葉担い手対策課長 本事業につきましては、あくまで農地の売買ではなく賃借を行っていくということでありますので、利用権の設定の変更ということになります。所有権等についての変更は伴いませんので、登記等についての手続は生じないと考えております。

○佐々木大和委員 地上権とかそういう設定はないのですか、一切。そういうことですね。

○千葉担い手対策課長 地上権等の設定については、今のところないと考えてございます。

○佐々木大和委員 農地解放のときは農林省が間に入って、全部買収して、後で測量して渡していったと。だから、何十年もかかったけれどもね、結局。そういう形で、今度は逆の方向なのだけれども、登記にかかわらないでこの事業が回れるか、相続が既に戦後でも3代ぐらいもう入っていますね。解放地なんかの場合でもそういう環境になっているのだけれども、賃貸借するときに代表者だけで契約できますか。

○千葉担い手対策課長 ささまざまな相続等のケースが生じてくると思っております。ただ、その具体的な手続につきましては今さまざまな事例を抽出しながらどのように対応していくかという詳細部分については、今現在検討中でございますので、もう少々確定までにお時間をいただきたいと思っております。

○佐々木大和委員 今悩んでいます東日本大震災の復興でもやはりその部分が全てをとめているということで大きな課題になるのです。実際何年だろう、戸籍法かな、相続税も変わって、戸主が亡くなったところで全員が権利者になっているものですから、どんどんと簡単に100人近くになるというところはあるのです。そういうときに使っている人は全然困ってないのです。だけれども、公共用地が来た途端にみんなひっかかって用を足せないというのが、現実に県土整備部も農林水産部もみんなありますね。そういうところの整理ができないと、この運用はかなり難しくなるのではないかという心配があるのですけれども、これは課長どっちでしょうか、その辺はどうですか。

○高橋農業振興課総括課長 新しい制度につきましては、やはり委員おっしゃるとおり懸念されているところでございまして、今耕作者不在とか、そのおそれがあるものも含めまして、農業委員会で農地法の改正に伴いまして、いずれ早目に、生きている方がいるうち

にいろいろな意向調査も実施して、どうするかの使い道について、意向に基づきまして借り入れをすとか、借り入れをしないとかというところも考えていく形になるということです。

あと従来の制度だと、仮に不在の人でかなり地権者がふえてしまっているようなこと、時がたてばたつぐらいどんどん御指摘のとおり人がふえていくという状態になりますので、従来は6ステップで、昨年12月の法の改正前は指導から通知、勧告、協議、調定、裁定という6段階を経ておったわけでございますけれども、今度は意向調査と勧告、報告等あるいは裁定という3段階程度で決定する、速やかな措置をなされるような法改正がございますので、詳細につきましてははまだ国から要領等は示されてございませんけれども、法の改正をきちっと適正に運用してまいりたいと考えております。

○佐々木大和委員 やらなければならぬ事業も間違いはないのですが、なかなかここでひっかかると大変なので、ほとんどの人は今回の復興のことで農地解放の方法をできないのかなど。役所が、国が一回中間に入ってもらえばできそうだったのだけれども、今の法律ではそのもの変更でもできなくなったというのが国の一つの見解になっていますから、農地でうまくやれば復興もどんどん進むので、いろんな面でモデル的になるかもしれない。非常に難しい、所有権の問題で、賃貸借になっても地上権設定するのは間違いなく全員の今度は確認が必要なことだから、いろんなところでもこの改革をして進めてもらいたいと思います。

○高田一郎委員 先ほどの説明で平成30年度まで担い手で全農地の6割を集約するという話がありましたけれども、そもそもこの農地中間管理機構というのは昨年の6月に日本再興戦略で機構を活用して10年間で農地の8割を担い手に集中して、生産コストを4割も削減すると。そのために法人の経営体を5万法人つくるのだとか、そういうのがベースにあって、今回の機構がつくられたわけですね。そういう認識でいいかどうかまず確認したいと思いますし、そういうことからすると県としての10年間の長期的な計画があるのかどうかということですね、二つ目にお聞きしたいと思いますし、また機構の運営当たりの県の負担もあるという説明ですが、どの程度見ているのか、その点について三つ質問いたします。

○千葉担い手対策課長 まずは、国が示しました8割の目標についてでございますけれども、今現在この事業実施に当たって10年間の先行きということにも関連してまいりますけれども、中間管理機構を実施するに当たりまして、その事業の推進に関する基本方針というものを定めることとなってございます。そちらで今後10年間の利用集積目標について設定をする計画になってございますので、今後の農地集積の目標につきましては、先ほど申し上げました6割を念頭に置きつつも、10年後にどの程度の集積を進めていくべきかということについて、今現在鋭意検討中でございます。したがって、8割の目標値に向けての本県のあり方について、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、県の負担が伴うのかというお話でございましたが、先ほど説明申し上げまし

た農地中間管理事業の中で、先ほどの説明資料 1 ページになるわけですが、(1) 番の借り受け農地環境事業費、こちらのほうにつきましては、上の括弧書きで書いてございますが、国庫 10 分の 7 から 10 分の 10 の定額、定率、その残り分県単、ゼロから 10 分の 3 と書いてございます。この農地の借り受け、管理につきましては国庫 10 分の 7 を基本に、農地中間管理機構に対する貸し付け割合に応じて 11.5% から 25% までかさ上げがされる制度になってございます。したがって、機構に多く貸し付けた場合に県の 10 分の 3 が順次減額になっていく制度でございます。いずれ貸し付けた面積の割合に応じて県の負担が生じてくる制度になってございます。

○高田一郎委員 農地の貸し付けについては、貸付率によって違ってくるという説明で、貸付率が高くなれば高くなるほど県の負担も少なくなってくるということではありますが、いずれ県の負担も伴うということでもありますから、例えば農地中間管理機構が離農者などから借り入れた農地の賃料とかはどうなるのか、あとは必要な管理、保全をしていかなければなりませんけれども、どの程度の保全管理になるのか、イメージ的にわからないので、お示しいただきたいと思います。

それで、農地中間管理機構の事業を進める上では、企業の参入とか、国はかなり想定しておりますし、国の立場からすれば参入しないで、農地の 8 割が担い手に集中するように描いていると思うのですが、これまでの議論の中で人・農地プランの中で地域の農業をどうしようという、しっかり議論して、そこで位置づけられた担い手にさまざまな支援を導入しようとしてきたのですが、農地中間管理機構ということで企業がどんどん参入していきますと、地域のマスタープランとか、農地プランを大幅に見直しせざるを得なくなっているわけですね。農地の参入に当たってはこれまで公募制という形になっているのですが、しっかりと担い手に位置づけて、地域の中で決めた担い手に集中するというならわかるのですが、この辺のところはどのような対応されるのか、お伺いしたいと思います。

○千葉担い手対策課長 まず、農地の賃料についてということですが、こちらについては今現在も通常に行われております農地の賃貸借、農業委員会を通じて、提示の単価を参考にした農地の賃借、そういった近傍の単価と同様の賃料の設定をするようにという制度になってございますので、従来の賃借、近傍の賃貸借の状況を踏まえてその単価を設定するようにしてまいりたいと思います。

それから、保全管理についての取り組みということですが、まずこの事業につきましては、農地中間管理機構が借り受けた農地について管理をすることができるようになってございます。ただし、その作業につきましては当然農地中間管理機構で、県内の農地、借り受けた農地を全て担うというのはなかなか困難であることから委託をできる仕組みになってございます。したがって、地域の方々が管理を望むといった場合に、その管理の仕方がどのようにしていくのが効率的かを検討しながら、委託をするのか、従来の中山間直接支払制度、従来の農地・水保全管理支払交付金、そういった事業も同時に地域内で

活用できることになっておりますので、その地域で一番有効だと思われる手法を選択していただく形になろうかと思えます。

それから、企業の参入についてということでございますけれども、受け手、出し手の選定につきましては、農地中間管理機構で定める事業規定で詳細を定めることとなっております。そのルールにつきましては、検討中ではありますけれども、委員おっしゃるようにほかのところから企業をどんどん呼び込んで公募して、農地を利用していただくということではなく、あくまでマスタープランと地域の話し合いでもって選定しております、将来の担い候補ですとか、そういった方々をまずは地域の意向を中心に受け手を選定するような調整もしていくと事業規定の中で定めるように、今検討しているところでございます。したがって、全ての方を手を挙げて公募して、競争した上で企業が入ってくるというふうなところまでは今現在のところ想定はしていないところであります。

○高田一郎委員 この農地中間管理機構の国会論議の中で、人・農地プランの位置づけは、なかなか担い手が確保できない、企業が参入できないということでいろいろ政策会議とか、横やりが入って、公募制という流れになっているのですけれども、現在の段階では、それをどうするかというのは県の判断で公募制にしないで人・農地プランにしっかり位置づけて対応することはできるということになるのでしょうか、その点について明確にそういう位置づけでいいのか。

○千葉担い手対策課長 その利用調整の結果を受けて、企業の選定については、あくまで農地中間管理機構が受け手、出し手の調整を行い、事業規定の中で選定ルールを定めることでありまして、受け手の公募方法についても規定の中で定めることにしております。ただ、法律上、公募という制度につきましてはやるように定められておりますので、手順は踏みますけれども、事前に農地の受け手と出し手のある程度調整した内容につきましては、農地中間管理機構で利用配分計画を策定いたします。利用配分計画については毎年各市町村から出てくる素案をもとに定めまして、その内容で公募して、最終的に受け手が配る形になっておりますので、各地域の状況も反映させた形での利用配分計画が策定されるものと考えてございます。配分計画につきましては、県へ提出されて認可する手順を踏んでまいりますので、農地中間管理機構と地域の状況を見た上で県もその内容について認可をすることになっていると考えてございます。

○高田一郎委員 市町村が農業委員会の意見などを聞いて農地利用改善計画をつくれということですが、法の求めているところは公募というのが基本だとお話を伺いました。

そこで、今一番困っているのは、中山間地で増加している耕作放棄地の問題で、農地中間管理機構が指導することによって、本当に耕作放棄地が改善できるのかどうかということだと思うのです。これは改善が進むのでしょうか。

○千葉担い手対策課長 耕作放棄地対策については、この事業の中で評価をしていく位置づけになってございます。先ほど高橋総括課長が申し上げましたとおり、遊休農地対策についてはこれまで6ステップ踏んであった内容を大きく3ステップ、半分ほどのステップ

に手続を簡略化する仕組みになると聞いておりますので、遊休農地についての今後の活用についての判断も地域の方々の意向を踏まえながら簡略化した制度を活用して、できるだけそういった農地を解消するように取り組んでいきたいと考えてございます。

○高田一郎委員 具体的にお伺いしたいのですが、例えば離農して農地を農地中間管理機構に貸し付けたいという場合、経営転作協力金とかさまざまな集積協力金というのが交付になりますよね。貸し付けても借り手がいない場合はどういう対応になっていくのでしょうか。維持管理費だけがかかってしまって、協力金はもらえなくなってしまうということになってしまうのでしょうか。

○千葉担い手対策課長 経営転換協力金について、借り手がいない場合ということでございますけれども、まずはその農地を農地中間管理機構が一旦借り受けて、中間管理権を取得という手続がございますけれども、その段階で農地が有効に活用されるものかどうかという判断がなされることとなります。したがって、将来、先ほど申し上げました、策定する利用配分計画の中でその農地が借り受けされるかどうかを判断した上で、計画に盛り込んで、見込みがあるものについて、農地の調整を図っていく段取りになりますので、まず前段で借り受けられる農地、農地を借り受ける者がいるかどうかにつきましては、一旦判断をして、いないとなればその農地を農地中間管理機構は借りないという判断することになります。

経営転換協力金につきましては、あくまでも借り手がいた場合、借り手が借り受けた場合に支払われる制度になっておりますので、借り手がいない場合は協力金は支払わないという判断になってまいります。

○高田一郎委員 そうすると、リタイヤしたいから農地中間管理機構に貸したい、あるいは耕作放棄地だから、何とかしたいから農地中間管理機構に貸したいということでは、単純にそういう対応をしないと。農地中間管理機構に申請するとき有効に活用されるかどうかというのをまず判断して、そこで借りるかどうかを判断するということで理解してよろしいのでしょうか。

○千葉担い手対策課長 市町村が定める、地域の農地の受け手、出し手についての意向等を踏まえた今後の農地の貸借の見込みについて、地域の十分な話し合いをもとに策定された、例えばマスタープランについての自主計画を反映させながら調整を図っていくことになっておりますので、ある程度受け手、出し手のマッチングがなされたところをまず優先的に農地中間管理機構で取り組んでいくということになると考えております。

○高田一郎委員 そのことは農地中間管理機構にお願いするとして、それで例えばリタイヤする場合には経営転換協力金に加えないということはわかりました。

この問題、最後です。農業委員会や市町村の役割についてお聞きしたいと思います。これは、民間同士の出し手と受け手の間の移動というのは、農地法4条に基づく農業委員会の判断として決めていくものですが、今回の農地中間管理機構はそもそも国会の議論などを見ますと、公的団体であるから、農業委員会は関与しなくても農地中間管理機構

の判断で農地の利用配分計画をつくって、知事が認可する流れになっています。そういう中で附帯決議なんかも出まして、これは農業委員会軽視ではないかということになって、農業委員会の意見を基本に聴取すると、農業委員会を聞いて、配分計画をするという流れに修正になっているのですけれども、あくまで農地中間管理機構の責任で最終的にはつくって、知事が認可判断する、告示するというのが法の趣旨なのでしょうか、その辺のところ。農業委員会や市町村というのは、農地中間管理機構の中でどういう位置づけをされて取り組んでいくのか、お知らせいただければと思います。

○千葉担い手対策課長 この事業につきましては、さまざまな機関が協力して取り組んでいかなければならない事業と考えております。したがって、まずは農業委員会は県内の出し手の方々の農地情報を持っているわけですので、その地域の話し合い等を行う場合などに、農地情報を関係機関で共有しながら、その利用調整を進めていく手続を踏むことになっておりますので、情報管理、情報の共有のための公表は農業委員会で作業を進めていくということでございます。

それから、市町村につきましては農地中間管理機構で定める利用配分計画、それのもととなる利用配分計画の素案について市町村へ農地中間管理機構が委託をいたしまして、素案を作成する手続がございます。そういったことで、市町村において農地の受け手、出し手のマッチング、事前調整、そういったものを行っていく。これにつきましては、それ以外の関係機関についても従来利用集積等にかんでの農業協同組合等もでございます。関係機関一体となって農地中間管理機構の農地の利用調整を進めていくことで、今体制づくりについて検討しているところであります。

○工藤勝博委員長 高田委員、簡潔に願います。

○高田一郎委員 補正もいいですか。

○工藤勝博委員長 はい。

○高田一郎委員 この件についてはわかりました。いろんな課題があると思いました。

きょうの補正について伺いたいと思いますが、経営体育成基盤整備事業ですけれども、これは今回3億3,000万円余が減額補正になりました。補正理由は国庫補助の内示に伴い減額ということなので、これはやむを得ないと思います。ただ、今後の基盤整備のあり方について伺いたいと思うのですが、この間議連で沼崎農村整備担当技監から講演いただきました。非常にわかりやすい講演ありがとうございました。その中を見ますと、非常に事業化の要望が急増しているということで、将来的なシミュレーションがどうなっているのかというのがあるのです。つまり、全体として予算が抑制されていく中で事業が急増していると。次年度は13地区が採択をされる予定ですし、その後、平成27年度27地区、平成28年度11地区、平成29年度16地区ということで、こういう中で私が心配するのは予算がなかなかとれなくて事業期間が延び、そのために受益者の負担がふえてくるとか、そういった心配はないのかどうか、どんな将来の計画になるのかということを伺いたいと思います。時間がないのでまとめてやりたいと思いますが、シイタケ生産問題についてお

伺いたいと思います。今回原木シイタケの生産力を増強するために高騰している原木の導入を支援する、いい事業だと思います。今どの程度原木の価格が高騰しているのか、そして今回どういう事業スキームになっているのか、この点について答弁いただきたいと思います。

○沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 生産基盤の整備がこれから計画的にどのように進めていくかという御質問でありますけれども、この間の岩手県議会農業農村整備推進議員クラブで申し上げたとおりなのですけれども、現在基盤整備を進めているのが主には平場のほうが中心になっております。そして、県南でいいますと一関第一地区のような一関遊水池の中を大規模に整備するような地区とか、あるいは北上市の和賀中部のように、広大な農地を大きな地区として整備するところがあるわけですが、それらが今終焉に向かいつつあるという中で、これからは中山間地域の整備に入っていく。そうなりますと、事業規模がこれまでは500ヘクタールあるいは800ヘクタールという大きな地区が多かったのですけれども、これからは20ヘクタール、50ヘクタールという地区が多くなっていくということで、地区の数は多くなりますけれども、総事業費全体を見ますとそれほど大きくなるわけでもないと思っております。ただ、一方で公共事業の予算が年々減ってきておりますので、そういう意味では予算が窮屈になってきて、委員御指摘のとおり事業期間が延びていくのではないかとこの心配を、我々も同様に持っております。そういうことで、これまで平場においてはフルセット型の基盤整備を進めてきたわけですが、中山間地域では地形条件を勘案しながら、フルセットのみならず、例えば用水路だけとか、暗渠排水だけとか、あるいはそれらを組み合わせるとかというふうなフルセットに対して和賀アラカルトと言っておりますけれども、そういう整備手法も取り入れながら、できるだけ地域の皆さんの要望に沿いつつ、コストの削減も図りつつ、定められた工事期間内に終われるようにこれから計画的な地区の球出しをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○菊池林業振興課総括課長 シイタケ原木の高騰の関係でございますが、地区によりましてさまざまございまして、2割、3割というところもあれば倍以上というところもございまして。補正でお願いしております特用林産施設等体制整備事業の仕組みでございますが、国からの補助事業、補助金を県として受けて、市町村に渡して、市町村、かさ上げの義務はございませんが、市町村が事業主体に交付するというスキームでございまして、原木の単価の半分を補助するという事業でございまして。来年度当初予算でも計上しておるのですが、今回国が緊急経済対策ということで補正を組みましたので、事業体、市町村にお話を伺いまして、使いたいという希望がありましたので、今回それで補正予算を計上しております。

来年度当初の事業でございまして春の植菌には間に合わないですが、今回補正でお願いしておりますので、今回議決いただきますとことしの春の植菌のための購入に間に合うという流れになっております。

○**工藤勝博委員長** 高田委員にお願いしますけれども、長くなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○**高田一郎委員** 最後にいたします。

シイタケ生産問題では、今菊池祖勝課長から国庫補助事業を導入して進めるのだという話がありましたけれども、この事業は、つまり事業主体が農業協同組合とか、森林組合とか、いわゆる系統の場合、あるいは5人以上で共同出荷可能な協業体とかになっておりますね。そうしますと、何が課題になっているかという、直接系統出荷しないで、いわゆる産直をやっている方々は全く対象にならないのです。そういう人たちでも何らかの対応ができるように検討できないものかと思うのです。今シイタケ生産農家は出荷制限されて、解除がいつになるのかわからない。やろうとしても投資かなりしなければならぬということ、二の足を踏んでいる状況なのです。だから、国庫補助事業だけでは救えない生産者に対して何らかの対応をすべきだと思うのですが、その辺のところを聞いて終わりたいと思います。

○**菊池林業振興課総括課長** 委員お話のとおり、事業主体としては国の制度では団体ということになっておりまして、今回事業補正でお願いしているのを想定しておりますのは、森林組合、生産森林組合、農業協同組合でございます。お話のとおり、5人以上というのは国庫補助、国の税金の使い方として個人の資産をとという話がありまして、やはり一定のルールがあるということでございます。ただ、いろいろお話聞いた中では、農業協同組合とか、森林組合と御相談されて、例えば集まっただいて、事業主体、5人以上の生産組合をつくるという動きをお願いもしたりしておりますので、事業のスキームからは、引き続き一人でどうしてもということになると難しいのですが、私どもとしてはやはり地域全体のシイタケ産地の再興となれば、仲間がいらっしやるはずなので、そこで組んでいただくというのは必要かと思っております。

○**工藤勝博委員長** 先ほど喜多委員の質問で答弁が漏れておりますので、前田農業普及技術課総括課長。

○**前田農業普及技術課総括課長** 冒頭に喜多委員のほうからお話がありました。大きな額で減額されているという理由等ということでもございました。いわてニューファーマー事業につきましては、平成24年度から国が創設しました青年就農給付金の事業でございます。今回1億1,000万円ほど減額していますが、これには市町村推進費も入ってはいるのですが、大半が青年等への給付金になりますが、平成24年度当初予算計上するときには市町村から要望が上がってきたものを、300人ほどでございましたけれども、できるだけ希望する方に全て給付されるようにということで、かなり多目に余裕を持った当初予算計上しておりました。また、その後いろいろと国の要件を満たせない、例えば具体的に言えば農家の子弟が親元に入って就農しようとする場合には対象となりにくいとか、そういうケースがあったものですから、当初手を挙げようとしたけれども、手をおろした方もいらっしやったものですから、実際には280人くらいの方々への給付ということで減額になって

ございます。280人といっても、実は年度途中から就農した方については年間150万円満額ではなくて、何カ月か分かという方もいらっしゃいますので、そういったことによって減額ということがございますが、ところが、農家子弟の親元就農もできるだけ対象にしてほしいと国に要望しておりまして、平成26年度からはかなり要件緩和されてくるということです。できるだけそういった方を含めて給付対象にするように当部としても情報提供しながら、多くの方に支給するとことに努めてまいりたいと思います。

○沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 同じく小水力等再生可能エネルギー導入推進事業費の減額についてでありますけれども、県内でもあちこちで可能性調査をしまして、いざ着工に向けてということでこの事業の導入を進めてきたわけなのですが、小水力発電は大きくは五つの課題があります。一つは、建設コストがかかる。太陽光発電のように既製品のものを使えないということで、それぞれの地点でオーダーメイドになります。それがまず一つ、それからまず水をとる権利。農業用水ですので、夏場は権利があるのですが、冬場の水利権がないということ。それから、三つ目はごみが流れてくるので、ごみの処理が大変だということ。それから、四つ目は土地改良区とか、市町村が管理するわけですので、電気に関する技術者がいないということ。五つ目が東北電力の電線に発電した電力を送るわけなのですが、その接続する際に東北電力側でその電線がいっぱいということによって連携協議がなかなか整わないという問題があります。そうした五つの問題を解決しながら着工に向けて取り組んでいるわけなのですが、今回減額します地区は四つまではクリアできたのですが、五つ目の連携協議がなかなか調わないということで、東北電力もその周辺のさまざまな再生可能エネルギーを今開発していますので、それらを見比べながら、早い順番ということもあったりしてやっているものですから、なかなか100%連携できる確証が得られないところで、今管理を予定している土地改良区で少し遠慮したいということもあったりして減額しております。

○千葉担い手対策課長 冒頭、喜多委員から現在の利用集積状況における担い手の経営状況という御質問に、後ほど御説明しますと申し上げてございましたが、ただいま数字がまとまりましたので、御回答いたします。

平成24年度現在でございますが、まず認定農業者は7,440経営体になってございまして、その経営する持ち面積は5万3,000ヘクタール余り、それから集落営農組織につきましては129組織、これは任意法人等含めていますが、7,900ヘクタール余りという状況になってございます。

○喜多正敏委員 いわてニューファーマー支援事業は大変期待をしているわけですが、確かにおっしゃるとおり農家子弟が認められないということで、これは大変ネックだということでもあります。そのほかにも年間の所得目標達成も、プロの経営者でもなかなか難しいことが、5年たって達成できるとか、あるいは生活のためには兼業せざるを得ないのに、兼業が認められないとか、いい制度なのだけれども、使い勝手が悪いというようなこともあるので、引き続き新規の就農の一部を開拓していただきたいということ、それ

から販路開拓が問題だということで、今までもなさっておられるのでしょうかけれども、今後もやっていただきたいと思います。

それから、予算ですからチャレンジをしてとるということも当然必要だと思いますが、片方では厳しい予算の中で、枠の中で事業についてはそれで段取りするわけで、予算をとったからには実効可能性を事前に十分検討して、機械的に減額するのであればほかに予算を使って事業ができたのではないかという側面もちょっと残念だなという思いもあるわけでありまして。それから、説明するときに多額な事業が減額されている場合は、決算で数値が確定しましたという説明は非常にわかりにくい。事業費はそれぞれいっぱいあって、それぞれ入札だの、何だのかんだので整理されてこうなりましたというレベルと、やっぱり違うものがあるのではないかということです。もう少し易しく説明をしていただきたいという要望であります。

○工藤勝博委員長 答弁は。

○喜多正敏委員 いいです。

○高橋孝真委員 農地中間管理機構の関係でお伺いしたいのですけれども、今の喜多委員への回答の中にもありましたけれども、平成30年までに担い手に6割の集積をしたり、先ほど8万9,000ヘクタールと言われましたが、現状はどうかといいますと約6万1,000ヘクタールが集積をされるという回答になるのかと思うのですが、この差額分といいますか、それを平成30年度までやるということの計画がどうなっているかわかればと思うのですけれども、その場合は認定農業者、集落営農、法人というのはどの程度の戸数、法人組織に集約しようとしているのか、その予定の数というのを一つお願いをしたいと思います。

そうすると、農地の面積そのものが今度4割は集積されなくて残るよということになるわけですが、その際の農家戸数についてはどの程度で算定したのかということについてもお願いしたいと思います。

それから、もう一点は事業の関係で基金の積立金、三つありますけれども、1、2の関係の基金の積立金の根拠について示していただきたいと思うのですけれども、どの部分にどういうふうに整理をしてやりましたよといいますか、例えば2ページの農業経営基盤強化促進事業の関係でいいますと経営転換協力金、地域集積協力金、これらいろいろ段階があるわけですが、この段階はどういうふうに整理をして、この基金の積み立てをするのか、その根拠という意味ですので、考え方をお願いします。

○千葉担い手対策課長 担い手の経営する面積ということで、6割というお話をさせていただきましたが、それについては今現在県が定めております第2期アクションプランの中で利用集積を目指す場合の考え方ということでございまして、この農地中間管理機構につきましては、今後10年間ということでございまして、平成35年までの目標を定めるといことになっておりますので、それを上回る目標を設定したいと考えてございます。したがって、今その数字についてはどの程度に設定するべきかというところについて現在検討中でございます。

それから、それ以外の認定農業者、集落営農等の戸数につきましても今現在どういった内訳で設定していくかということについても今現在検討中でございますので、御了承いただきたいと思っております。

それから、基金の積立金の考え方ということでございます。農業経営基盤強化促進対策事業につきましては、平成 26 年度の農地中間管理機構についての利用集積は年間 2,000 ヘクタールを集積するというところで予算を求めているところであります。したがって、その 2,000 ヘクタールの集積に協力される方については、国の割合を参考にしながらそれぞれの協力金の対象者を想定した上で計上させていただいております。

○高橋孝眞委員 最終的には国から出てくるからいいのだという言い方になるのかもしれませんが、現状から見ますと根拠があって金額を積み上げてきたと思うわけですが、その根拠について、現在想定した、例えば年間 2,000 ヘクタール集積をするよといった場合についてのこの 1、2、3、これどういう割合で算定したのですかと——当然、算定根拠があるのだと思います——ひとつお願いを申し上げたいし、いずれにしろ平成 30 年度まではどういう農家がどういうふうに進めていこうとしているのかというのがなかなか見えないので、年度ごとに整理をしていかないと達成しないと思うわけです。どういう整理をしながら今進めているのかという意味ですので、もう一度お願いしたいと思います。

○千葉担い手対策課長 協力金の計算の考え方ということでございますけれども、先ほど申し上げました農地 2,000 ヘクタールの集積に対しまして、その内訳は、まずは地域集積協力金につきましては全ての農地を一旦農地中間管理機構に貸し付けるという考え方をしております。全て 2,000 ヘクタールを貸し付ける、地域集積協力金を支払うという考え方をしてございます。

それから、経営転換協力金につきましては、離農される農家の方々がどれくらいかということをご想定いたしますと、今までの離農世帯、これまでの推定値から申し上げますと規模的には 0.5 ヘクタール以下の農家につきましてはおおむね 14%程度、それから 0.5 ヘクタールから 2 ヘクタールの農家については 63%程度、それから 2 ヘクタール以上につきましては 22%程度という想定をして積み上げしてございます。

○高橋孝眞委員 今の 14%、63%、最後の経営転換ですけれども、0.5 ヘクタール以下については、14%集積をするという意味合いはわかりますけれども、戸数についてはどういう戸数なのですか。面積は先ほど 2,000 ヘクタールとわかりましたけれども、戸数はどの程度かということでありまして、地域協力金につきましても 3 段階あるわけですので、3 段階についてどういう算定で積み上げられたのかということをお願いをしたいと思います。

○千葉担い手対策課長 まず、経営転換協力金の戸数でございますが、0.5 ヘクタール以下、済みませんが、後ほど数字を整理して改めてお答え申し上げたいと思っております。

それから、地域集積協力金につきましては、集積率がどの程度進んでいくかということには今の段階では想定しにくいところでありますので、現在想定しております面積全て最低の集積率 2 割から 5 割の間で支払うという想定で進んでおります。あとは後ほどの実績

でもって最終的に精算をしていくということで考えております。

○高橋孝眞委員 では、後でお願いします。先ほどもありましたけれども、平成 30 年度の 6 割の集積をする場合ですけれども、4 割の方の面積ないしは戸数についても整理してお願いを申し上げたいと思います。

さっきも出ましたけれども、中山間地については農地集積はかなり厳しいのではないかと思うわけです。それはある程度基盤整備、圃場整備等を実施する必要性はあるのだと思うのですが、この件は担当課で調整をしながら平成 30 年度にはう目標を達成できるのだと、こういう整理のもとに検討されたものであるかどうかについてお願いしたいと思います。

○千葉担い手対策課長 平成 30 年度の目標、現在 6 割の担い手が県内 6 割の農地集積をしていくということにつきましては、今後さまざまな基盤整備等も行いながら、総合的に担い手の利用集積が進むものという想定のもとに積み上げております。なお、これにつきましては農地中間管理機構の集積の基本計画の検討により、それ以外の計画との整合性も検討しながら内容の見直し等も含めて考えていきたいと思っています。

○高橋孝眞委員 農地集積をやるときについては、やっぱり中山間地は非常に集積が進まないのではないかと思いますし、十分協議して平成 30 年度達成には支障はないと、こういう内容でありますので、わかりましたけれども、いずれそれら含めて予算等の確保も十分やっていただきたいものだとお願いをして終わります。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 高田委員。

○高田一郎委員 一括して採決になるのですか。

○工藤勝博委員長 中間管理機構も含めて。

○高田一郎委員 分離して採決するわけにはいきませんかでしょうか。

○工藤勝博委員長 分離。

○高田一郎委員 条例と予算一緒の採決なのでしょう、違うのですか。

○工藤勝博委員長 質疑は一括しましたけれども、若干暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○工藤勝博委員長 再開いたします。

補正議案の部分の採決をいたしたいと思います。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることと決定いたします。

次に、議案第 127 号農地中間管理事業等促進基金条例を議題といたします。先ほど当局からの説明があり、質疑もありました。質疑をなしと認め、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 異議ありということであります。

採決いたしますが、異議ありということでもありますので、ただいまから採決いたします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○工藤勝博委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のために休憩をいたしたいと思います。午後 1 時まで休憩とさせていただきます。よろしくをお願いします。

〔休憩〕

〔再開〕

○工藤勝博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○千葉担い手対策課長 午前中に高橋委員からございました質問につきまして、改めてお答えを申し上げます。

まず、県が定める担い手の集積の関係でございますけれども、平成 32 年に 60%という集積目標とお答え申し上げましたが、県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針におきまして、平成 32 年の集積目標を 65%と制定してございまして、その場合の担い手農家数はおよそ 4 万 2,000 戸、したがってそれ以外の、担い手以外の兼業農家や、あるいは自給的農家の戸数につきましては 3 万 5,000 戸ということで計画を策定してございます。

それから、農地中間管理機構の経営転換協力金に係る積算の戸数についてということでございますが、先ほどお答えいたしました経営規模別の割合に応じた農家戸数といたしまして 0.5 ヘクタール以下についてはおよそ 140 戸、0.5 ヘクタールから 2 ヘクタールにつ

いてはおよそ630戸、2ヘクタールを超える農家220戸と想定をして積算をしております。

○**工藤勝博委員長** 次に、議案第139号農地海岸保全施設災害復旧事業下荒川地区堤防工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○**伊藤農村建設課総括課長** 議案第139号農地海岸保全施設災害復旧事業下荒川地区堤防工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてですが、お手元の説明資料をごらん願います。

農地海岸保全施設災害復旧事業下荒川地区堤防工事の請負に関し、その契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事名は、農地海岸保全施設災害復旧事業下荒川地区第2号工事、工事場所は釜石市唐丹町下荒川地内、契約金額は13億9,590万円、請負者は株式会社小田島組、住所は北上市和賀町堅川目1地割33番地137号であります。

本工事は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により被災した農地海岸保全施設の機能を回復させるため、海岸堤防を復旧するものであります。

資料の2ページをごらんいただきたいと思います。入札結果ですが、本工事は総合評価落札方式条件付一般競争入札により行われたものです。入札の経緯ですが、入札公告日は平成25年11月29日、入札は同年12月24日、落札決定は同年12月27日となっております。入札参加資格の個別要件としては、土木工事A級で、施工実績や技術者経験の要件は付さないものとしております。入札参加資格者2名で、入札参加者は1名となっております。入札の結果、株式会社小田島組が12億9,250万円で落札したもので、予定価格に対する落札価格の割合は98.78%となっております。

次の3ページには入札調書となっております。

次の4ページをお開き願いたいと思います。工事の概要について記載しております。被災状況につきましては、中段の写真をごらん願います。①は、堤防右岸から撮影した被災後の全景でありまして、②は堤防右岸側から撮影した水門の被災後の状況となっております。下荒川海岸にあります海岸堤防が全長にわたって被災しておりまして、これを計画延長348メートルの堤防として復旧する方針となっております。予定工期は平成28年3月18日としております。

次のページをめくっていただきたいと思います。資料5ページには、右側に下荒川海岸の位置図、中央部には平面図に復旧堤防の工事内容を赤書きで示したものの、下には農地海岸の被災前後の航空写真を掲載してございます。

次の6ページをお開き願いたいと思います。6ページには、堤防の標準断面図を添付してございます。堤防本体を土砂等で盛り立てをし、その表面を厚さ50センチのコンクリートで被覆を施すものでございます。堤防復旧高さにつきましては、海岸堤防の機能として被災前の堤防高よりも2.7メートル高いT.P.+14.5メートルまでかさ上げする計画となっ

ております。

以上、農地海岸保全施設災害復旧事業下荒川地区堤防工事請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可と決することに決定いたします。

次に、議案第140号農地海岸保全施設災害復旧事業本郷地区堤防工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○**伊藤農村建設課総括課長** 議案第140号農地海岸保全施設災害復旧事業本郷地区堤防工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてですが、説明資料をごらん願いたいと思います。

農地海岸保全施設災害復旧事業本郷地区堤防工事の請負契約の締結に関し、その契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事名は、農地海岸保全施設災害復旧事業本郷地区第2号工事、工事場所は釜石市唐丹町本郷地内、契約金額は5億371万2,000円、請負者は株式会社エム・テック、住所は埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目7番2号であります。

本工事は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により被災した農地海岸保全施設の機能を回復させるため、海岸堤防を復旧するものであります。

2ページ目をお開き願いたいと思います。入札結果ですが、本工事は総合評価落札方式条件付き一般競争入札により行われたものでございます。入札の経緯ですが、入札公告日は平成25年12月27日、入札は平成26年2月3日、落札決定は同年2月7日となっております。入札参加資格の個別要件としては、土木工事特A級または土木A級で、施工実績や技術者経験の要件は付さないものとしております。入札参加資格者は3名で、入札参加者は2名となっております。入札の結果、株式会社エム・テックが4億6,640万円で落札したもので、予定価格に対する落札価格の割合は89.71%となっております。

次の3ページには入札調書を付してございます。

めくっていただきまして、資料の4ページでございます。工事の概要について記載しております。被災状況につきましては、中段の写真をごらん願いたいと思います。①は、堤防を海側から撮影した被災後の全景で、②、③は堤防を陸側から撮影した被災後の状況となっております。本郷海岸にあります海岸堤防が全長にわたって被災しており、これを計画延長 296 メートルの堤防として復旧する工事となっております。予定工期は平成 28 年 3 月 18 日としております。

めくっていただきまして、資料5ページには、右側に本郷海岸の位置図、中央には平面図に堤防復旧の工事範囲を赤書きで示したものの、下には海岸堤防の被災前後の写真を掲載してございます。

次の6ページをめくっていただきたいと思います。堤防の標準断面図でございます。この堤防につきましては、既設の堤防の陸側に土砂を盛り立てて、その表面を厚さ 50 センチのコンクリートなどで被覆を施すものでございます。なお、既存堤防につきましては基礎部分を場所うちコンクリートで補強し、利用する計画としてございます。復旧の高さについては海岸堤防の機能として、被災前の堤防よりも 2.7 メートル高い T.P. +14.5 メートルまでかさ上げる計画となっております。

以上、農地海岸保全施設災害復旧事業本郷地区堤防工事の請負契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 141 号綾里漁港西防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明申し上げます。議案(その5)の25ページになりますが、お手元に配付しております議案第 141 号綾里漁港西防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについての説明資料により御説明申し上げます。

平成 24 年 10 月 12 日に議会の議決を経ました綾里漁港西防波堤災害復旧工事の請負契約

の締結に関し、その一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

工事名は、綾里漁港災害復旧（23 災県第 57 号）工事。工事場所は大船渡市三陸町綾里地先。請負者は株式会社佐賀組、住所は大船渡市盛町田中島 27 番地 1、契約金額につきましては、変更前が 11 億 5,120 万 1,065 円、変更後が 13 億 337 万 6,305 円であります。

本工事は、東日本大震災津波により被災しました西防波堤を復旧するものでございます。

2 ページ目をお開き願います。工事の概要について付してございます。工事内容につきましては、下のほうにあります平面図をごらんいただきます。綾里漁港の沖にあります西防波堤、両端部が崩壊いたしまして、その他の箇所は沈下しているということで延長 99.8 メートルを復旧するものであります。契約金額は、変更前が 11 億 5,120 万 1,065 円、変更後が 13 億 337 万 6,305 円、工事予定期間は平成 26 年 5 月 31 日から平成 26 年 8 月 29 日で延長しております。90 日間の増となっております。

変更請負契約の主な理由につきましては、消波ブロックの個数の増に伴うものでございます。次年度の西防波堤消波ブロックの据え付けに当たりまして、流用予定の消波ブロック 735 個が 177 個に減少したことによるものです。これは、海中を精査した結果、発見することができなかったものであり、これによりまして新規に製作する予定数が 482 個から 1,040 個に増となり、かかる工事を増とするというものでございます。

次に、資料 3 ページ目には綾里漁港の全体の平面図に施工箇所を示したものと漁港施設被災前後の航空写真を載せております。平面図右側の写真は施工状況写真を掲載しております。西防波堤の山側の崩壊部に新しいケーソンを据え付けしているという状況でございます。

次の 4 ページ目には標準断面図を記載しております。

以上、綾里漁港西防波堤災害復旧工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 142 号広田漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 次に、漁港海岸防潮堤の災害復旧工事の請負契約議案についてご説明申し上げます。議案書は（その 5）の 26 ページとなりますが、引き続きお手元の資料により御説明申し上げます。

議案第 142 号広田漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事名は、広田漁港海岸災害復旧（23 災県第 522 号防潮堤その 2）工事。工事場所は陸前高田市広田町地内、契約金額は 6 億 9,565 万 3,920 円、請負者は株式会社加藤重機、住所は一関大東町大原字八幡館 46 番地 6 であります。

本工事は、東日本大震災津波により被災しました防潮堤を復旧するものであります。

2 ページ目をお開き願います。入札結果の説明でございますが、本工事は総合評価落札方式条件付一般競争入札の方法により行われたものであります。

入札の経緯であります。入札公告日平成 26 年 1 月 10 日、入札 2 月 10 日、落札決定 2 月 18 日となっており、入札参加資格の個別要件は、土木工事特 A 級または A 級となっております。入札参加申請者は 3 者で、入札参加者も 3 者となっております。

入札の結果、株式会社加藤重機が 6 億 4,412 万 4,000 円で落札したもので、予定価格に対する落札価格の割合は 94.91%となっております。

次の 3 ページ目は、入札調書であります。

次の 4 ページ目をお開き願います。工事の概要について御説明申し上げます。工事の場所は、陸前高田市広田町の広田漁港でございます。工事内容につきましては、写真及び平面図をごらんいただきます。上段の写真は漁港の北側にあります船揚げ場付近の既設防潮堤の現況写真でございます。下段の写真は南側の工区で、既設防潮堤の現況写真でございます。平面図には赤で施工区間を旗揚げしてありまして、3 工区合わせまして延長 549 メートルの防潮堤を復旧する工事となっております。請負金額は 6 億 9,565 万 3,920 円、請負率は 0.9491、予定工期は平成 28 年 3 月 8 日となっております。

次に、説明資料 5 ページ目をお開き願います。広田漁港海岸の平面図に今回の工事の施工区間 549 メートルの位置をお示ししたもので、被災前後の航空写真に施工箇所を丸印で示したものを載せてございます。

既に工事着手している防潮堤その 1、緑色の部分でございますが、これに引き続きまして防潮堤その 2 工事を施工するものであります。青色につきましては、今後別途発注する防潮堤や陸間を示しております。

6 ページ目には標準断面図を記載しております。防潮堤の構造形式は、直立型の場所打

ち鉄筋コンクリートの防潮堤であり、防潮堤その1工事と同じ断面でございます。計画天端高はT.P.+8.1メートルとしております。

以上、広田漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第143号越喜来漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 議案書は(その5)の27ページになります。引き続き資料により御説明申し上げます。

議案第143号越喜来漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は、越喜来漁港海岸災害復旧(23災県第569号防潮堤その2)工事。工事場所は、大船渡市三陸町越喜来地内、契約金額は6億6,830万4,000円、請負者は株式会社菊池組、住所は大船渡市大船渡町字地ノ森61番地7であります。

本工事におきましても東日本大震災津波により被災しました防潮堤を復旧するものでございます。

2ページ目をお開き願います。入札結果の説明でございますが、本工事は総合評価落札方式条件付一般競争入札により行われたものであります。

入札の経緯であります。入札公告日平成25年12月20日、入札平成26年1月28日、落札決定1月30日となっております。入札参加資格の個別要件は、土木工事特A級またはA級としております。入札参加申請者は3者で、入札参加者は1者となっております。

入札の結果、株式会社菊池組が6億1,880万円で落札したもので、予定価格に対する落札額の割合は95.99%となっております。

次の3ページ目は、入札調書であります。

次に、説明資料4ページ目をお開き願います。工事の概要について御説明いたします。

工事の場所は、大船渡市三陸町越喜来の越喜来漁港でございます。工事内容につきましては、写真及び平面図をごらんいただきます。写真は、発注当初の現在の状況を左右それぞれから撮影したもので、防潮堤の背後地には加工場等が既に再建しているところもございます。平面図で赤色で旗揚げしている部分、延長 206.7 メートルが施工区間となっております。請負金額は 6 億 6,830 万 4,000 円、請負率は 0.9599 となっております。予定工期は、平成 27 年 11 月 11 日としております。

次に、説明資料 5 ページ目をお開き願います。平面図に施工区間の位置を示したもので、被災前後の航空写真の施行箇所を丸印で示して載せてございます。平面図をごらんいただきます。防潮堤その 1 工事に引き続きまして、その 2 工事により延長 206.7 メートルの防潮堤の復旧工事を行うものであります。

6 ページ目には標準断面図を記載しております。構造形式は重力式の場所打ちコンクリートの防潮堤でございますが、基礎地盤の違いによりまして A—A 断面は捨石基礎岸壁と接します B—B 断面では、杭基礎形式となっております。計画天端高は T.P. +11.5 メートルとしております。

以上、越喜来漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約を締結するものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 144 号門の浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 議案（その 5）の 28 ページになります。引き続き資料により御説明申し上げます。

議案第 144 号門の浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は、門の浜漁港海岸災害復旧（23 災県第 559 号防潮堤その 2）工事。工事場所は、大船渡市末崎町地内、契約金額は 9 億 3,096 万円、請負者は株式会社菊池組、住所は大船

渡市大船渡町字地ノ森 61 番地 7 であります。

本工事も東日本大震災津波により被災しました防潮堤を復旧するものであります。

2 ページ目をお開き願います。入札結果の説明でございますが、本工事は総合評価落札方式条件付一般競争入札により行われたものであります。

入札の経緯についてですが、入札公告日平成 26 年 1 月 10 日、入札平成 26 年 2 月 10 日、落札決定 2 月 18 日となっております。入札参加資格の個別要件は、土木工事特 A 級または A 級としております。入札参加申請者は 3 者で、入札参加者は 2 者となっております。

入札の結果、株式会社菊池組が 8 億 6,200 万円で落札したもので、予定価格に対する落札額の割合は 97.09%となっております。

次の 3 ページ目は、入札調書であります。

次に、説明資料 4 ページ目をお開き願います。工事の概要について御説明いたします。工事の場所は、大船渡市末崎町の門の浜港でございます。工事内容につきましては、写真及び平面図をごらんいただきます。左側の写真は、施工区間の中間地点から被災した防潮堤の現在の状況を撮影したものでございます。右側の写真は、市道と接します区間の現在の防潮堤の状況でございます。平面図に赤色で旗揚げしている区間、延長 441.7 メートルを施工するものであります。請負金額は 9 億 3,096 万円、請負率は 0.9709 となっております。予定工期は、平成 28 年 2 月 8 日としております。

次に、説明資料 5 ページ目をお開き願います。平面図に施工区間の位置を示したものと被災前後の航空写真で施工箇所を示したものを載せてあります。平面図をごらんいただきます。赤で旗揚げしております陸閘を除いた延長 441.7 メートルの防潮堤の工事を行うものでございます。

6 ページ目には標準断面図を記載しております。構造形式は、直立型の場所打ち鉄筋コンクリートの防潮堤でございます。計画天端高は T.P. +12.8 としております。

以上、門の浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋孝眞委員 入札調書なのですが、技術者の要件については数字が違うわけです、項目の数値が。株式会社菊池組の技術提案評価項目 A のところの数字が違いますが、どうい理由かお願いいたします。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 3 ページ目でございます技術提案評価項目 A の企業の施工能力というところで株式会社菊池組が 1.5 で株式会社板宮建設がそれより低い値になっていますけれども、ここでの点数配分につきましては、施工実績があるかないかというところで点数をつけることになっております。それで類似工事の経験がある場合は 1 点、実績がない場合は 0.5、そういう形で事業の施工能力がございまして。それから、技術者の要件につきましては、技術者も同じように、例えば同じ防潮堤のこういう直立型のものを経験したことがあれば点数が高く、その技術者に経験がなければ点数が低い、そ

ういう形でもって、ここでの施工能力を評価しているものでございます。

○高橋孝眞委員 議案第143号でも契約しているわけですよ。今度の部分では、技術者の要件のところは1.2と1.7でしたか、違うのです。これはどういう理由から来るのかということですか。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 この配置技術者の要件は、三つの要素から成り立っております。一つはこの人を配置しますよというAさんがこの類似工事の経験があるかないかで点数が違ってきます。それから、配置技術者が現場代理人をやったときの工事成績がいい人には1点、余りよくなかった場合は零点、そういう形の点数をつけてございますので、その工事、工事で、誰の誰兵衛を配置するかで点数が動くというものでございます。

○佐々木大和委員 ここは岩手県栽培漁業協会の施設もあるところですが、この辺は地盤沈下はどんな状況なのでしょう。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 かなりの地盤沈下をしております。防潮堤の工線ラインで83センチのほどの沈下になっております。そのほかに栽培協会のほうは埋め立て地でもございますので、1メートルぐらいの沈下になっておる状況になってございます。今鋭意漁港もかさ上げしていますし、防潮堤も倒れなくてもかさ上げをしなければいけないという状況になってございます。

○佐々木大和委員 ここは復旧したのではなかったですか、栽培協会。1メートル下がっていたら高潮でかぶりませんか、大丈夫ですか。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 岩手県栽培漁業協会の前面の岸壁はかさ上げしまして、高潮のときには冠水しません。ただし、排水がたくさん海水を排水しますので、その辺の勾配がうまくとれるようにはしてあります。そうでないと満潮のときに逆流してしまいますから。

○小野共委員 1点だけ確認させていただきたいのですが、請負契約、防潮堤、1件変更契約除いて全部あれですか、27年度末、28年度3月あるいは12月の完成ということですが、全体から見てあと何件ぐらい——平成27年度末の防潮堤完成予定という県の方針ですけども——残っているか、聞かせてもらっていいですか。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港別、海岸区域別で見ますとあと半分ぐらい着工しなければいけないとなっております。一つの漁港で一つの発注ではありませんので、その3倍から4倍ぐらい設計書はつくらなければいけないということになります。例えば今の門の浜の漁港であれば5ページ目をごらんいただきますと、緑色でその1を発注しております。今回ご審議いただいているのがこの赤書きになります。そのほかに青を今度発注しなければいけません。そのほかに真ん中のほうに陸間と書いていますけれども、門扉もまたメーカーに別に発注しなければいけないということになりますので、発注件数からいきますとかなりまだまだ膨大な量が残っているということになります。

○小野共委員 27年度末で大丈夫ですか。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 防潮堤につきましては、十数カ所はロードマップで平成 28 年度末ということで繰り延べさせていただいておりました。海のほうの漁港整備につきましては、平成 27 年度末で完成させるというふうな状況になっております。

○工藤勝博委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 145 号六ヶ浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 議案（その 5）の 29 ページとなります。引き続き説明資料で御説明申し上げます。

議案第 145 号六ヶ浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は、六ヶ浦漁港海岸災害復旧（23 災県第 521 号防潮堤その 1）工事。工事場所は陸前高田市広田町地内、契約金額は 24 億 2,561 万 5,200 円、請負者は青木あすなろ建設株式会社・青木マリーン株式会社・工藤建設株式会社特定共同企業体。青木あすなろ建設株式会社の住所は、東京都港区芝四丁目 8 番 2 号、青木マリーン株式会社の住所は大阪府大阪市北区大淀南一丁目 4 番 15 号、工藤建設株式会社は奥州市水沢区真城字北館 38 番地 1 であります。

本工事も東日本大震災津波により被災しました防潮堤を復旧するものであります。

2 ページ目をお開き願います。入札の結果であります。本工事は施工体制確認型総合評価落札方式一般競争入札により行われたものであります。

入札の経緯についてであります。入札公告日平成 25 年 11 月 26 日、入札平成 26 年 2 月 3 日、落札決定 2 月 7 日となっております。施工形態は、3 者の構成員から成る特定共同企業体とし、入札参加資格の個別要件としては、代表者は海岸構造物工事の実績があることとしております。入札参加申請者は 3 者で、入札参加者も 3 者となっております。

入札の結果、青木あすなろ建設株式会社・青木マリーン株式会社・工藤建設株式会社特定共同企業体が 22 億 4,594 万円で落札したもので、予定価格に対する落札額の割合は

89.98%となっております。

次の3ページ目は、入札調書であります。

次に、説明資料4ページ目をお開き願います。工事の概要について御説明いたします。工事の場所は、陸前高田市広田町の六ヶ浦漁港でございます。工事内容につきましては、写真及び平面図をごらんいただきます。左側の写真は、地盤沈下の被害を受けた防潮堤の現在の状況であります。前面は海水浴場としても利用されていたため、海側の護岸は階段状となっております。右側の写真は、かつてあった防潮堤が崩壊した場所で、損壊した水門部のみが残された状態となっております。平面図に赤い色で旗揚げしている部分延長502メートルを施工するものであります。請負金額は24億2,561万5,200円、請負率は0.8998となっております。予定工期は、平成28年3月24日としております。

次に、説明資料5ページ目をお開き願います。平面図に施工区間の位置を示したものと被災前後の航空写真施工箇所を丸印で示したものを載せてございます。平面図をごらんいただきます。赤の旗揚げ区間で水門を除いた延長502メートルの防潮堤の復旧工事を行うものであります。

6ページ目には標準断面図を記載しております。構造形式は重力式の場所打ちコンクリートの防潮堤であり、防潮堤の計画天端高はT.P.+10.4メートルとしております。

以上、六ヶ浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**佐々木大和委員** 先ほどの説明でも1メートルぐらいの地盤沈下が南の方ではあると。北の方はそれでもないですね。県内の漁港111港のうち、108港が被災した環境の中で、早期に皆さんの力で復旧したのはすごい成果だと思います。地盤沈下対応は全部できているという判断でいいのでしょうか。

○**大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長** 地盤沈下に対しまして、いろいろな事業を使いまして、1メートルほどのかさ上げ工事を行っております。今現在漁港のほうでもかさ上げ工事をやっておりますのですけれども、進捗状況からいきますと2割ぐらいの進捗状況になっておるものと思っております。まずは、荷揚げをするために岸壁を先にかさ上げしておりますので、背後の用地につきましては、その後用地のかさ上げを行っているという状況になってございます。製氷施設とかワカメの加工場とか、急いで復旧しなければいけませんので、うちのかさ上げを待って建築するというわけにはいきませんので、その部分については先に建築でその部分だけかさ上げしてその建物を建てたりしているという状況になっておまして、これから本格的に漁港の背後の埋め立てを行う状況になっております。

○**佐々木大和委員** かさ上げとなると膨大な事業となって、各地区を見るとすごい工事していますよね。さっき話が出ましたけれども、排水のこともあって、なかなか難しいところもあると思うのですが、やはり一つの方針としてこの108港を全部復旧すると、そのことによって漁民が漁村から離れるのを防ぐ。そこで、漁業者の定着を図るためには、これ

はすごく必要な施策だったのだらうと思います。そういうことにおいて、確かに今の工事をこれ以上のスピードでいうのもなかなか大変だと思いますけれども、早期に安全な作業場になるように防潮堤、その他をしっかりと進めていただきたいと思います。大体は復活しているのだと思うのですけれども、なかなか環境が整うことが必要ですし、海の方だと大体底の方もおさまってきたように聞いています。ぜひそういう意味においては浜の人が本当に復旧して、再開してよかったと、もうここまで来れば大丈夫というのは早い時期に安心できるような感じに、さらに努力していただきたいと思います。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部から平成26年2月15日から16日までの大雪等に係る被害状況について発言を求められておりますので、これを許します。

○藤代企画課長 平成26年2月15日から16日までの大雪等に係る農林水産業関係の被害状況について御説明申し上げます。

資料は一番後ろにつけておりますA4判の3枚ものの資料でございます。2ページ目をお開きいただきたいと思います。7の被害状況、(1)農林水産業被害についてでございます。被害状況は、平成26年2月28日、金曜日、16時現在で調査率70%となっております。まず、農業関係被害でございますけれども、農畜産物関係で宮古市など9市町村でパイプハウスの倒壊によるハウレンソウ等の損傷、停電や集乳車の通行不能による生乳廃棄、牛舎、豚舎の倒壊による家畜の圧死などが確認されてございます。また、農業施設関係で同じく宮古市など14市町村でパイプハウスや農機具庫、倉庫、畜舎等の倒壊、損壊などの被害が確認されてございまして、被害金額は、計の欄でございますけれども、約1億5,200万円となっております。

3ページ目をごらんいただきたいと思います。林業関係被害でございます。久慈市など5市町村でシイタケ用パイプハウス等の破損、林地の一部崩壊、倒木などの被害が確認されてございまして、被害金額計の欄でございますけれども、約2,600万円となっております。

次に、水産業関係被害でございますけれども、水産施設関係で宮古市など5市町村で漁船の転覆、養殖施設の破損、ワカメ、コンブの落下、漁港施設関係で陸前高田市など3市町村で漁港施設の破損などの被害が確認されておまして、被害金額は約4億2,600万円となっております。合計の欄をごらんいただきたいと思いますけれども、農林水産業関係の被害総額は約6億400万円となっております。

4ページ目をごらんいただきたいと思います。A3判のカラーの資料でございます。被害状況について写真等をおつけしたものでございます。また、左下のほうですけれども、主な対応状況について記載しているものでございます。まず、被害状況についてでございますけれども、県北・沿岸地域を中心に被害が今回確認されておまして、被害状況として上段からですけれども、①、②、⑤ですけれども、軽米町、洋野町、普代村においてパイプハウスの倒壊の状況について写真を掲載しているものでございます。また、資料左側が④でございますけれども、また右上③とありますけれども、久慈市における堆肥舎や豚舎の破損状況、こういったものを写真で載せているものでございます。また、右下⑥でございますけれども、山田町の防波堤の一部倒壊。倒壊部分については赤丸、赤線を示してございますけれども、こういった被害状況について写真を付しているところでございます。

左下の主な対応状況をごらんいただきたいと思いますけれども、主な対応状況についてでございますけれども、県内の金融機関への資金の円滑な融通要請、無利子資金の活用周知、貸付窓口の紹介、農業共済、漁業共済等の円滑な支払い要請、こういったようなものを行っておりますし、また現在被害調査とあわせ、被害の内容を踏まえながら農林業用ハウスの再建助成などの国の被災農業者への支援対策の導入について検討を進めているところでございます。

○**工藤勝博委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**喜多正敏委員** 2点お伺いします。

飼料米等の作付について、面積がどのぐらいになるのか、農家戸数がどのぐらいになるか、作付についての動向、それから販路の拡大について、事前にどの飼料メーカーには酪農家で引き取るということが条件になっているとあったわけですけれども、その状況について、その後変化があれば教えていただきたいと思います。

第2点目は、昨年秋にオーガニックフェスタが紫波町で行われまして、1万人ぐらいの人出で賑わったということがありました。伝統的な野菜、希少価値の野菜、特色ある作物の栽培も一つの方向かと思っているわけですが、有機農家と連携をして、ことしの秋にオーガニックフェスタをやりたいという御意向を持って準備を進めたいとお話をしているようでありますけれども、県としてそういったことについて、特にも有機農家に関する販路の拡大、について、オーガニックフェスタを含めてどのような支援が考えられるか、やってきたかお伺いしたいと思います。

○**中南水田農業課長** 飼料用米の関係のお尋ね、今の進捗の状況どうなっているかということについてお答えしたいと思います。

各市町村で営農座談会、制度の説明等、一通りは今の段階で終わったと思います。ただ、どれだけの面積になるかという取りまとめについては3月にかけて取りまとめるという動向だというのは承知してございます。ただ、その前に1月末の段階で各地域の水田の地域農業再生協議会に各地域で飼料用米と取り組みを拡大する方針があるのかどうなのかというところについては詳細確認いただきましたところ、30の地域協議会があるのですが、そのうち10の地域については拡大をする、逆に言うと20のところについてはほぼ現状維持でやっていきたいということをごさいますして、一定の拡大にはなるかと思いますが、取り組まないところもあるという状況でございます。

今後飼料会社等との結びつきについては、メーカーでは前回説明させていただいたとおり2万6,000トンの受け入れが可能だということをごさいますして、今後現場で作付面積等の取りまとめと同時に啓発することとなっております。

○前田農業普及技術課総括課長 平成25年8月に紫波町でオーガニックフェスタが初めて開催されたということで、県としても開催に当たって事務局的なところで御支援申し上げましたし、一部経費等についても、支援したところでございます。参加者も、先ほど喜多委員がお話しされたように当初予想された以上にお客様が1万人もいらして、かなり興味を持った方がいらっしゃる、消費者ニーズというのはあると考えましたけれども、大量生産というロットがなかなかないということもあって、どうしても賛同する方々への直接販売みたいところで来ているのです。今後有機農業の販路拡大というところについては、消費者の理解を得て、PRしながら拡大していかなければならないと考えてございます。

○喜多正敏委員 今は、販路拡大がネックになっていまして、つくれないから売れないということではなくて、販路の拡大が一番問題で、やってみたもののなかなか生活苦から離農する人も多い。スーパーとか、生活協同組合とか、そういったところに販路がつながっている人は維持できる。ですから、新規就農がなかなかできないということが非常に課題になっていて、広がらないということなので、つくれないのではなくて、つくる先が見つからないとか、安定的に買ってくれる消費者が少ないことが現状で、なお一層そういったことについても含めて販路拡大についてお願いをしたい。

そういったような話は大都会の東京かなという話もあったわけですが、そうではなくてお客様は地域にいるということがわかったということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○高橋孝眞委員 きょうの議案で請負契約の締結があったわけですがけれども、それはそれとしまして、農林水産部として、今回もかさ上げをするということは用地取得が伴うのかという感じがするわけですがけれども、農林水産部として農地取得の伴うような案件があるのかどうか、そしてそのことによって、今までの契約していたところで、工事がおこなわれていることがあるのかどうか、教えていただきたいと思ひます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 防潮堤等の工事につきましては、基本的に今ある法線につくりましますので、ある程度民有地はありますけれども、今回天端高が高くな

ったということと、あと新たに山付といいまして、新たに高い山にくっつけるというところがございます。その分の用地を買収しなければいけない案件はたくさんございまして、基本的には県土整備部では全体の3割ほどは非常に困難なものになっている。例えばその実態がよくわからないとか、登記が先々代の人になっているとか、そういう案件もかなり農林水産部ではありますので、その辺につきましては県土整備部と一緒に解決の道を探っている状況にあります。今議案の案件で御審議いただいているところはある程度用地交渉が固まったところを中心にやっておりますので、今後用地交渉が決まり次第、先ほど言いましたその3工事、その4工事が追っかけ、案件として施工していく状況になっていくということございまして、農林水産部としても用地については、非常に重大なところで、非常に難航しているなという思いを持っているところでございます。

○伊藤農村建設課総括課長 農地海岸でございすけれども、農地海岸についても用地取得必要な部分一部ありますが、背後地が農地というところが多くて、相続とか、そういった問題の案件は非常に少ないと認識してございます。今、7海岸を工事してございすけれども、それについて、用地はほぼ解決してございす。

○高橋孝眞委員 防潮堤とかは多分、土地収用法の対象になるかと思うのですが、今のように取得が進まないということであれば当然延びてしまうのではないかと思うわけですが、そういう面ではどう考えながら対応していくか。土地収用法を適用するように現時点でやっていくのか、用地取得をして期限内に終われるのだという考え方の中で進んでいるのか、その辺について教えていただきたいと思ひます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 基本的には平成28年度までという目標で防潮堤を完成させようと思っております、今の発注の仕方自体が全体の用地が決まってから発注するのではなくて、決まったところから順次急いで工事を発注している状況にあるということございす。土地収用法の関係とか、そういったところは、基本的にはやっていかなければいけないだろうと思っておりますので、そこに至る前の段階で今いろいろ苦勞をして何とかいろんなところで印鑑をもらいに行ったり、努力をしております、最終的には収用という形になってくるだろうと思っております。

○高橋孝眞委員 そうすると、最終的には工期は決まっているので、今やっている事業そのものについてはおくれには当然ならないのだろうという思いから進めているのか、それともどうしても土地収用をかけざるを得ないという思いも若干あるのか、もしあるとすればどうして土地収用法の手続をとっていかないのかという点について教えてもらえればと思ひます。工事発注もそのとおり進めますし、用地取得をしなくても進めていくことは、これは当然いいと思ひのですが、並行してやらないと最終的には期限内に工事全て終わることはできないのではないかと思ひます。何に用地取得の阻害要件があるのかということを引きちと整理されているとは思ひますが、どのような内容のものが一番多いのか、収用を早目にかけなければならないのではないか。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 まずは、工事施工区間の用地がどのようなもの

かという把握をきっちりしなければいけないというのが1点ありまして、そこは今用地担当できっちりと再精査を行っておるということでございます。そういった中でうまくできるもの、交渉次第でうまくできるものと、明らかに収用かけなければいけないものとのふり分けが今後きっちりと出てくると思います。それを見きわめて収用に、という格好になるのだろうというふうに思っております。いずれにしましてもある程度限られた範囲内で早期に復旧するというところでございますので、その辺は用地担当ともきっちりと協議の上、買収には万全を期していきたいと考えてございます。

○東大野農林水産部長 しかるべき時期に発動して、用地を取得したらどうかという御提案と伺いましたが、我々とすればできれば用地交渉をお互いに納得した形で用地取得をしていきたいというのが基本的な思いであります。ただ、一方で被災者の皆さんに早く安全を確保するという点では防潮堤をこの時点まで整備しますというお話を差し上げていることなので、その期限というのが一方にあります。その間の中でぎりぎりのところまではお話し合いの中で用地取得をしていきたいという思いがあります。大村水産担当技監が御答弁申し上げているとおりに、はっきりしない内容になっているわけですが、できれば交渉の中でお話を、用地取得をしていきたいということになります。

あともう一方で、土地収用法を使うということになると県全体の問題にもかかわりますので、そこは県土整備部とも相談しながらどのタイミングで法令適用をお願いしていくか、判断していかなければならないということで、時期の判断は難しいと思っております。

○高橋孝眞委員 しつこいようですけれども、とすれば土地収用法をかけなくても十分現在の工期守れるのだというふうに解釈してよろしいのですかという意味なのですけれども、どうなのですか、部長。

○東大野農林水産部長 このような申し上げ方してよろしいのかはちょっとはばかれるのですけれども、ぎりぎりまで我々としては最善の努力をする、片一方で約束もありますので、それも当然守る、それを念頭に置きながらぎりぎりまで交渉という手段、方法で用地取得を進めていきたいと考えています。

○高田一郎委員 私は、2月15、16日の大雪にかかわる被害について伺います。今説明受けまして、沿岸の陸前高田市から洋野町まで全域で被害があったということで、改めて大変な被害だったと思えました。それで、主な対応状況ということで共済あるいは国の支援策を導入して対応するということになってはいますが、例えばパイプハウスが一番大きな被害で、共済の加入状況がどうなっているのか、あとは国の支援策、これはどのような支援策になっているのか、もしわかれば御答弁をいただきたいと思います。

○宮野団体指導課総括課長 私からは、パイプハウス等の農業共済の加入率についてお答えいたしますが、園芸施設共済でございますけれども、平成24年度の県内の園芸施設共済の加入率は69.5%となっております。

○高橋農業振興課総括課長 パイプハウスの国の支援でございますけれども、きのう発表があり内容が明らかになったものでございますが、パイプハウスの復旧費につきましては、

営農を継続すると意思、意向が前提にありますけれども、そうした方々に対して、一つは施設の再建、修繕にかかる補助を2分の1にするという話、あともう一つは施設撤去費についても支援するという内容のものでございます。

○高田一郎委員 共済加入は69.5%、岩手県全体ですよ。今度の被害を受けた方々の加入状況というのはわからないわけですね。

○宮野団体指導課総括課長 今回の被災者についての加入状況というのはまだ把握してございません。

○高田一郎委員 今の救済制度では共済と、そして今お話があった、きのう発表された国の支援策、両方あると思うのですけれども、問題はこういう支援策があっても、再建が本当にできるかどうかというところが問われていると思うのです。そういう点で共済プラス今度の国の支援策を受けて、本当に農家の人たちが再建をしようという状況になっているのかどうか、そこら辺の実態ですね。これで足りないということになればさらなる支援を検討していかなければ、本当の意味で再建ならないと思うのですが、その辺は農家は今どんな状況になっているのかというものが一つ。

それから、共済に加入されていない人の場合は、例えば国の支援策のみでの支援ということになるわけですね、その辺のところ。

○高橋農業振興課総括課長 農家の状況ということでご質問でございますけれども、まず雪の関係で現地を回れないところもあり、全体はまだ見てございませんけれども、何らかの措置があれば非常に助かるという意見は何つてございます。

○高田一郎委員 農家の実態はこれからと思いますけれども、共済制度や国の支援策があっても、再建して頑張ろうという気持ちにならなければ本当の意味の再開にならないというふうに思いますので、そこは農家の実態をよく調査して、再建のために何が必要なのか、この二つの支援で本当に再建になるのかということの実態をよく踏まえて、足りないのであれば必要な支援策を行うというようなことで対応していただきたいと思います。要望だけにしたいと思います。

○佐々木大和委員 きのう尾肝要のトンネルが完成して——復興道路の3番目なわけですが——そもそもあの工事は18年の事業実施になっていて、途中から復興道路に切りかわった。それで、一気に進んで2年3カ月ぐらいでできたわけです。あのトンネルのズリは、きのう聞いてみても、海岸の三陸鉄道の堤防とか、いろんな分野に使ったのです。トンネルズリがいっぱい出ます、2,700メートルぐらいのトンネルですから。そういうことで、それは工期を早くする効果があったという話であったわけですが、きょうの工事ほとんどが復興に絡むのですが、復興道路はトンネルがすごく多いのですが、そこからズリは出てきます。そして、その部分は県土整備部と農林水産部との協議ではなくて、国との協議が事前に相当必要なだろうと、その辺が相当徹底していないと成果を上げるのに間に合わないことも起きるのではないかと。せっかく出てくるのだけれども、先ほどの漁港の地盤沈下を埋めていく工事から、今度はまちづくりの10メートルもある嵩上げも

あるようですが、そういうところで相当土砂が必要な環境にある。それをこれからスムーズに回していく、流れをつくっていくには県だけではないわけですので、部長どうですか、国との協議の機会は、今つくっているのですか。

○東大野農林水産部長 今委員御指摘のあった件につきましては、もちろん県土整備部もそうですし、国の機関、市町村も含めて全体の中でさまざまな調整をするということで、それぞれの地域ごとに協議会、協議の場つくってございます。それで活用できるものは活用できるし、逆にコンクリート等は調整しておかないとなかなかお互いの工程がうまくいかないということもありますので、そういったものも含めて国、県、市町村関係なく県土整備部、農林水産部別の関係なく調整し合って復旧工事進めていく方法をとっております。

○佐々木大和委員 そういう調整会議というのは、地域ごとにできているのですか、正式な機関というものはあるのですか。

○東大野農林水産部長 地域ごとに設置してございまして、正式というか、それぞれ協議会という形で設置してあるということです。1週間に1回。

○佐々木大和委員 定期的に。

○東大野農林水産部長 はい、定期的に開催して、その都度のテーマ、課題になっていることを解決していく進め方をしております。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

執行部の皆様には大変御苦労さまでした。退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆さんには、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、来る3月20日に開催が予定されております当委員会の運営についてお諮りいたします。本日の委員会をもちまして、さきに当委員会が付託を受けた案件は全て審査を終了いたしました。よって、当委員会への付託案件は現段階ではございませんが、来る3月20日までに開催予定の当委員会について期限までに請願陳情の提出がなかった場合には、所管事務調査を行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議ないものと決定させていただきます。なお、調査項目については、予定しております項目は岩手県農業研究センターの南部園芸研究室の再建と沿岸地域農業の復興支援の取り組みということについてと、もう一つ雪崩被害の現状と対策についてということをテーマにして開きたいと思っておりますので、これについて御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 さよう決定したいと思いますので、よろしくお願いたします。ただし、請願陳情の提出があった場合、この所管事務調査は行わず、提出された請願陳情につ

いて審査することといたしたいと思いますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。
大変御苦労さまでした。